

記者発表資料

令和元年5月28日
九州地方整備局
延岡河川国道事務所

五ヶ瀬川水系（国管理区間）の 不法投棄の状況について ～五ヶ瀬川水系の不法投棄の撲滅を目指します～

国土交通省延岡河川国道事務所では、五ヶ瀬川水系の安全、安心の確保のため、週に2回、河川パトロール車で河川巡視をしています。その際に家庭ゴミ・リサイクルゴミ等の多種多様の不法投棄が発見されています。平成30年度は112件の不法投棄が発見されました。

不法投棄は河川の治水、利用、環境上において、悪影響を及ぼすもので、法律でも厳しい罰則があることから、悪質なものは警察に通報しています。

この記者発表を通して、不法投棄の現状を知っていただき、不法投棄撲滅へ向けての一步となることを期待しています。

1. 不法投棄の種類、件数、場所・・・・・・・・・・資料1

2. 不法投棄に対する活動内容・・・・・・・・・・資料2

3. 不法投棄を発見した際の連絡先

延岡市昭和町3丁目1930

延岡河川国道事務所 延岡出張所

電話：(0982) 21-2955

FAX：(0982) 21-2300

4. 不法投棄に対する法律

不法投棄は法律により厳しく罰せられます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条違反

五年以下の懲役又は一千万円以下の罰金又は併科

※法人については三億円以下の罰金

【記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 延岡河川国道事務所 延岡出張所長 武石
電話：0982-21-2955（代） FAX：0982-21-2300

たけいし

武石

ひろあき

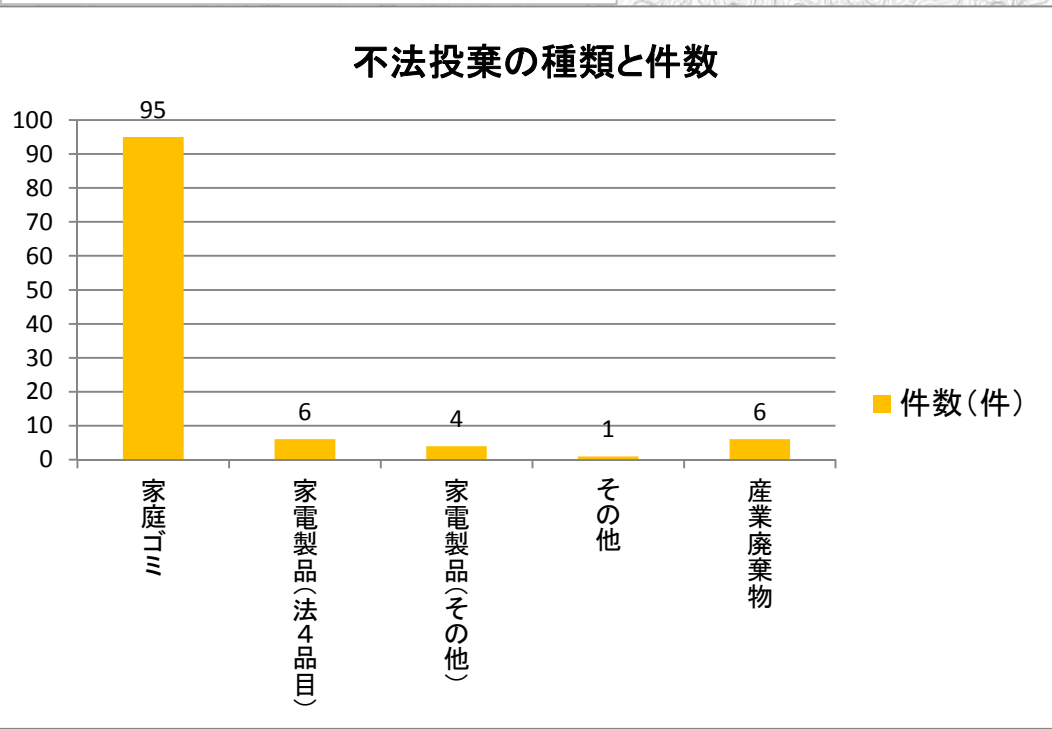
博章

ゴミの不法投棄多発箇所位置図(平成30年度)

五ヶ瀬川管内図



不法投棄発見数全112件(平成30年度)



不法投棄されたゴミは国土交通省が回収、処分

その費用は皆様の納める税金から支払われています。
不法投棄が無ければ必要のないお金です。



不法投棄は、法律による罰則や無駄な税金を使ってしまうだけでなく、街の景観、川の環境にも悪影響を及ぼします。投棄される物や場所によっては大雨時などに大災害を招く恐れもあります。
不法投棄のゴミにより皆様の住む地域が汚れ、危険にさらされてしまうのです。

実際は河川巡視だけで全ての不法投棄を発見・回収するのは不可能です。
それだけたくさんのゴミが様々な場所に捨てられています。



少しでも不法投棄を減らすために・・・

延岡河川国道事務所では様々な箇所に監視カメラを設置しています。
不法投棄する本人は誰にも見られていないと思っても、カメラで発見することができます。

地域住民の皆様の中には散歩途中などにゴミを捨ててくださっている方もいらっしゃいます。
また、毎年橋の日(8月4日)と延岡アースデイではボランティアで地域住民の皆様・行政機関・企業が一体となりゴミ拾いを行っています。子供たちも参加していただき、一生懸命活動してくれます。

橋の日(8月4日)



延岡アースデイ



こんなにたくさんのゴミを拾いました



一部の心ない人達による不法投棄を無くすためには河川巡視・監視カメラの強化も効果的ですが、皆様一人一人の心掛けがとても大切です。
不法投棄をしない・させないで、綺麗・安全な街を一緒に作っていきましょう。